

報告事項 1（意見聴取）

令和 3 年 5 月 定例府議会提出予定の議案について

令和 3 年 5 月 定例府議会に提出予定の、特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案及び条例案について、次のとおり報告し、委員会に意見を求める。

令和 3 年 5 月 11 日

○事件議決案

1 損害賠償及び和解の件

<参考>

○今後の予定

- | | |
|------------|---|
| 5 月 14 日以降 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく知事からの意見聴取 |
| 5 月 20 日 | 意見聴取に対する回答期限 |
| 5 月 21 日 | 5 月 定例府議会本会議開会 |

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第 29 条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

○事件議決案

番号	件名	概要
1	府費負担教職員の給与の決定の過誤に係る損害賠償請求事件に関する和解の件	府費負担教職員の給与の決定の過誤に係る損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条の規定により和解するため、議決を求めるもの。

第 号議案

府費負担教職員の給与の決定の過誤に係る損害賠償請求事件に関する和解の件

府費負担教職員の給与の決定の過誤に係る損害賠償請求事件に関し、次のとおり民事訴訟法（平成8年法律第109号）第89条の規定により和解する。

令和 年 月 日提出

大阪府知事 吉 村 洋 文

相手方住所	氏名	内 容
吹田市	森脇 俊介	<ol style="list-style-type: none">1 大阪府は、相手方に対し、本件解決金として金1,273,985円の支払義務があることを認める。2 大阪府は、相手方に対し、1の金員を、相手方が指定する預金口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、大阪府の負担とする。3 相手方は、その余の請求を放棄する。4 訴訟費用は、各自の負担とする。5 相手方と大阪府は、本件に関し、1から4までに定めるもののほか、何らの債権債務の存しないことを相互に確認する。